

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	種村 春夫
登録番号又は法人番号	78170918
所属する単位会	静岡県行政書士会
事務所所在地	静岡県浜松市佐鳴台2丁目16番3号 アーバン佐鳴台136号
処分年月日	令和3年1月26日
処分内容（種類）	廃業勧告
上記処分をした理由	平成28年度、平成29年度前後期会費の滞納により、平成30年7月18日に廃業勧告処分に処したが、廃業手続きを行わず、かつ会費の滞納を重ねた。現在、平成28年度、平成29年度、平成30年度、令和元年度、令和2年度前後期会費、計360,000円を滞納しているため。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法 （行政書士の責務）</p> <p>第10条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>（会則の遵守義務）</p> <p>第13条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>日行連会則 （責務）</p> <p>第59条 単位会の会員は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用、又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>（品位保持）</p> <p>第60条 単位会の会員は、業務上必要な知識の修得及び実務の研鑽に努力するとともに、たえず人格の向上を図り、行政書士としての品位を保持しなければならない。</p> <p>（法令、会則の遵守等）</p> <p>第62条 単位会の会員は、法及び法に基づく命令並びに本会の会則を遵守しなければならない。</p> <p>2 単位会の会員は、法第19条に違反する行為が行われることがないように努めなければならない。</p> <p>静岡県行政書士会会則 （会費）</p> <p>第9条 個人会員及び法人会員は、それぞれ総会で定める額の会費を納入しなければならない。ただし、総会で定める額が改定されなかった場合の会費は、前年度と同額とする。</p> <p>2 会費の納入に関し必要な事項は、静岡県行政書士会会則施行規則（以</p>

下「施行規則」という。)で定める。

(責務及び報告等)

第11条 会員は、常に法令、連合会の会則及びこの会則を遵守して、品位を保持し、誠実に業務を行い、業務上必要な知識の修得及び実務の研鑽に努めるとともに、行政書士及び本会の信用を失墜するような行為をしてはならない。

静岡県行政書士会会則施行規則

(会費納入の方法)

第9条 会則第9条による会費の納入方法は次による。

- (1) 会員の納める会費は4月より9月までを前期、10月より翌年3月までを後期とし、4月又は9月の末日までに各6月分を前納するものとする。
- (2) 支部長は、各納期末日迄に取纏め、その翌月末日迄に本会へ納入するものとする。
- (3) 年度中途の入会者は、入会の月から、その期末の月までの分を入会届と同時に納入するものとする。
- (4) 年度途中で退会する会員の既に納付した会費は返還しない。